

## 景観配慮協議結果通知書

鎌都景第1187号2  
令和7年（2025年）11月18日濱野 初枝 様  
濱野 公貴 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

配慮協議番号	第7-19号						
土地利用類型 の 名 称	沿道住宅地						
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 外						
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市腰越868番1の一部ほか2筆						
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転		
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 ( <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺 ) <input checked="" type="checkbox"/> 外						
協議事項	<p>＜地区の特性・課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を主体とした土地利用が中心だが、少数の店舗が混在立地しており、最近では車対応型の店舗や時間貸の駐車場等が増えている。</li> <li>・低層住宅中心のまち並みに中層の共同住宅の立地が目立つようになり、開放感の低下や沿道建築物のスカイラインに変化があらわれている。</li> </ul> <p>＜景観形成基準に係る協議内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の基調色は景観計画に適合している。</li> <li>・敷地内は適切に緑化されている。</li> </ul> <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>						
備考							